

山梨県立中央病院
MRI 調達事業者選定

仕 様 書

令和 7 年 3 月 7 日

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

山梨県立中央病院

I. 事業名

山梨県立中央病院 MRI 調達事業者選定事業

II. 業務

1. 業務目的

山梨県立中央病院（以下「本院」という。）におけるMRIの更新等について自由提案により本院に適正なコストで最適な診断・治療環境を提案する事業者を選定することにより、医療従事者及びその他病院職員の業務の負担軽減並びに経費節減を目的とする。

2. 業務概要（機器等の詳細については、「詳細仕様書」に記載する。）

（１）機器（１式）の導入

- ・本院が指定する性能・機能に関する要件をすべて満たす機器の導入

（２）機器の導入に必要となる工事等

- ・工事（内装工事、シールド工事等）
- ・搬入・据付・接続・調整・既存MRI（GE製１式）の処分等

（３）上記（１）から（２）に付随する業務

- ・機器の稼働までに付随する業務

※操作方法の本院職員への説明や法規制に必要な書類等の関係機関への届出（本院が直接届出を行うことを必要とするものについてはその支援）を含む。

※新機器については、令和７年１１月４日（火）本格稼働を予定とするため、既存機器の撤去を含めて、令和７年１０月３１日（金）を納入期限とする予定。

III. 設置場所

山梨県甲府市富士見一丁目１番１号 山梨県立中央病院１階 MRI 検査室

IV. 構成機器及び数量（詳細は「詳細仕様書」参照）

MRI １式（付属品等含む）

※機器納入検査実施日から１年間は無償保証期間とする。なお、導入から１０年間の保守費用について、提案書様式５として提出すること。

V. 業務従事者・業務実施体制等の条件

1. 業務実施体制

（１）業務実施主体

- ・すべての業務は同一事業者が行うものとし、複数事業者により構成される共同事業体は認めない。
- ・予め本院の書面による同意がある場合は、業務の一部を第三者へ委託することも可能とする。

- ・受託事業者が、災害、労働争議又は業務停止等の事情により受託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、あらかじめ、業務を継続できる体制を構築するよう努めること。

(2) 患者の権利の尊重

- ・受託事業者は、本院の患者との信頼関係を大切にし、プライバシー、人格その他患者の権利を尊重し、挨拶・言葉使い、態度等に十分留意しなければならない。

(3) 守秘義務

- ・受託事業者は、業務上知り得た情報については、一切漏えいしてはならない。
- ・業務従事者が守秘義務を順守するよう、あらかじめ十分な教育・対策を講じなければならない。

(4) 業務従事者の労務管理・健康管理

- ・受託事業者は、業務従事者の労務管理を徹底し、労働災害が発生しないよう事前に十分な対策・業務従事者教育を講じなければならない。万が一労災が発生した場合は、直ちに本院に報告するとともに、適切な処理を講じなければならない。
- ・受託事業者は、業務従事者の健康管理を徹底し、感染症等の予防に努めること。また感染症等の症状が見られる又は疑われる場合は、業務に従事させないこと。

2. 教育研修

- ・取扱説明書は日本語とし、本院が要求する部数を用意すること。
 - ・病院関係職員に対して使用説明および訓練を実施し、安定・安全稼動に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。
 - ・病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、保守管理体制が十分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。
 - ・機器稼動後一定期間は、本院の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。
- なお、期間は病院と協議すること。
- ・安定運用となった後においても、本院から機器使用指導等の依頼があった場合は、速やかに応じること。

VI. 事前準備・引継

- (1) 受託事業者は、業務を円滑に行うことができるように、契約締結から業務開始までの間に十分な準備を行うこと。なお、準備期間中の諸費用については、受託事業者が負担する。
- (2) 受託事業者は、1年間の無償保証期間の終了後に保守管理業務を受託する者が、別の事業者決定された場合は、無償保証期間の終了後に保守管理業務を受託する者が業務に支障を来さぬよう、業務開始前に適切かつ十分な引継を行うこと。なお、引継期間中の諸費用については、新旧受託事業者の協議により負担すること。

VII. 契約解除・損害賠償

(1) 契約解除

- ・ 本院が、受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるときは、何ら受託事業者に催告を要せず契約を解除することができる。
- ・ この場合、本院は受託事業者に違約金を請求することができる。

(2) 損害賠償

- ・ 受託事業者の故意又は重大な過失、その他受託事業者の責に帰すべき事由により、本院又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに本院に報告するとともに、受託事業者の負担により原状復帰・修繕・修復等適切な処置を講じなければならない。
- ・ この場合、受託事業者はその賠償の責を負うものとする。

VIII. その他

- ・ 本説明書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、本院と協議し解決にあたること。
- ・ 本説明書に記載なき事項で本院から追加要請があった場合、本院と協議し検討のうえ対応すること。